

国際日本文化研究センター情報公開委員会規則

〔平成13年3月26日 制定〕
〔平成28年9月9日 最終改正〕

(設置)

第1条 国際日本文化研究センター（以下「センター」という。）に国際日本文化研究センター情報公開委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、センターの情報公開の円滑な実施のため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 情報公開に係る規則の制定及び改廃に関すること
- (2) 情報公開の実施体制に関すること
- (3) 開示・不開示の判断基準に関すること
- (4) 行政文書の開示・不開示に関すること
- (5) 開示実施手数料の減額又は免除に関すること
- (6) 不服申立てに関すること
- (7) 訴訟に関すること
- (8) 行政文書の管理に関すること
- (9) その他情報公開の円滑な実施に関すること

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長が指名する副所長 1名
- (2) 専任教員のうちから所長が指名する者
- (3) 管理部長
- (4) 管理部及び情報管理施設の課長
- (5) その他所長が必要と認め、指名する者 若干名

(任期)

第4条 前条第5号の委員の任期は2年（年度の途中で指名された場合は、翌年度の末日まで）とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号の委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、管理部長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、管理部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。